

1

# 里山林と地域住民をつなげよう



## 交付金制度説明

北海道水産林務部森林環境局 森林活用課  
環境整備グループ  
由比 孝明 氏

### 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の背景

里山林はかつて居住地近くに広がり、薪や炭づくりのための伐採や落ち葉の採集等により地域住民に利用されながら維持管理されてきました。昭和30年代の石油・ガスなどの化石燃料の普及や化学肥料の普及等により、地域住民との関係が希薄になってきました。その結果、里山が利用されなくなり荒廃が進んでいる状況となっています。林野庁では平成25年度から、地域住民や森林所有者などが、放置された里山の保全管理や資源利用に取組む活動に対して、交付金という形で支援しています。

### 交付金事業できること

この事業できることは次の4つです。

#### 1) 地域環境保全タイプ

里山林に竹や笹が侵入していたり、植栽後の除間伐などの保育が行われずに里山林が荒れている場合、荒廃した里山林の整備を通じた良好な地域景観の再生・維持を目的とした、下草刈りや除間伐などの活動が対象となります。

#### 2) 森林資源利用タイプ

里山林を地域の有効な資源として活用し、山や森の恵みを活かした产品作りや木質バイオマスなどの燃料の活用等による、地域コミュニティの活性化を目的とした活動。キノコや炭・薪などの森林資源の採取や里山保全活動が対象となります。

#### 3) 教育・研修活動タイプ

森林内で人を集めて実施する森林環境教育や研修活動を支援します。子ども向けの自然体験プログラム、森林インストラクターなどの有資格者等を講師とする環境教育、都市住民を対象とした林業体験などの活動が対象となります。

#### 4) 森林機能強化タイプ

地域環境保全タイプの実施前の路網整備や森林資源活用タイプの実施後に、路網の補修等を行う場合に対象となります。森林整備の前に鳥獣害防止柵などを設置する場合も対象となります。

### 支援の受け方

個人ではなく活動組織が対象となります。組織の構成員は3名以上ですが、自治会やNPOは単独で申請することができます。基本的な流れとしては、活動組織をつくり、森林所有者と協定を結び、保全対象となる森林とどのような活動をするかを定めた活動計画書の策定などが必要です。計画書については、本交付金が継続すると仮定して3年間の活動計画を策定してください。これらを整え、北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会に申請を行います。

### 対象森林について

活動が円滑にできるよう、あらかじめ森林所有者との間で協定を締結することが必要です。対象森林は原則として、森林経営計画が策定されていない森林となっています。活動区域は、対象森林と同一都道府県内です。

現場のニーズ	活動メニュー
<p>荒れている里山林や竹林の手入れをしたい</p> 	<p><b>【地域環境保全タイプ】</b> ・里山林景観を維持するための活動 ・倒木の伐採・除去活動</p> 
<p>薪など地域の資源を活用して 山村を活性化したい</p> 	<p><b>【森林資源利用タイプ】</b> ・集落周辺の広葉樹等の収穫活動</p> 
<p>子ども達に森林の中で自然を体験させたい</p> 	<p><b>【教育・研修活動タイプ】</b> ・森林環境教育等の実践</p> 
<p>森林整備のための道を作りたい</p> 	<p><b>【森林機能強化タイプ】</b> ・歩道、作業道の作設・補修</p> 

# 里山林と地域住民をつなげよう 交付金制度説明

## 交付金の対象活動と支援の単価

交付金額は、面積や活動回数などの単価を設定し、それに基づく金額が上限と決められます。1つの活動組織に対する交付上限額は、500万円となっています。

3ヵ年計画を始めるにあたり、対象森林の現況調査や活動計画実施のための話し合い、技術や安全に関する研修のための活動推進の助成が、初年度のみ15万円を上限として交付の対象となります。

### 1)地域環境保全タイプ

里山林保全活動は1haあたり16万円を上限として、森林内の雑草木の刈払いや植栽などの活動が対象となります。侵入竹除去、竹林整備活動は1haあたり助成単価38万円を上限として対象となっています。

### 2)森林資源利用タイプ

1haあたり16万円を上限として助成され、森林の保全活動を対象とする他、木質バイオマスやシイタケ原木のための伐採・搬出などの活動も対象となります。

### 3)森林機能強化タイプ

1mあたり1,000円を上限として助成され、路網の整備や補修、鳥獣害防止柵などが対象となります。

## 4)教育・研修活動タイプ

1回当たり5万円で12回を上限に助成され、森林内で人を集め実施される森林環境教育や研修活動、林業体験などの活動が対象となります。また、安全確保に必要なヘルメットや、講師謝金なども交付対象となります。

なお、それぞれのタイプで、森林の見回りだけの活動では交付対象とはなりません。

## 資機材・施設の整備について

教育・研修活動タイプを除き、それぞれの活動に必要な刈払い機などの資機材購入費は、必要額の1/2を上限として交付金の対象となっています。

## 平成28年度の申請について

平成28年度の事業につきましては、1月に概算予算が決定され、継続となりました。変更点として、資機材、施設の整備費用のうち林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋につきましては補助率が1/2から1/3に変更となります。

事前に協議資料を3月4日までに北海道森林・山村多面的機能發揮対策地域協議会(以下、地域協議会)に提出していただくことになります。詳しくは地域協議会のホームページを参照ください。





また、市町村がこの交付金の周知や活動組織への指導・支援を行うために活動する場合は、「推進交付金」の対象となります。この場合の交付申請は北海道に対して行っていただくことになります。

#### 平成29年度以降の動向

本事業は、国の予算要求では平成25年度から平成28年度と時限がきられています。平成29年度以降について、2月の林野庁の担当者会議で、農林水産省他の同様の事業を参考にして、継続的な内容の事業ができるように予算要求を検討していくという話でした。平成29年度以降には、事業の形が大きく変わることも可能があるので、留意が必要となります。

交付金の詳しい内容につきましては、地域協議会か北海道森林活用課 環境整備グループに問い合わせるか、地域協議会や林野庁のホームページを参照してください。

## 里山林と地域住民をつなげよう 制度説明についての質問

Q. 交付金の申請窓口は、林野庁森林利用課か。

A. 地域協議会への提出となる。国の事業だが、活動組織への交付金事務は各地域の協議会が行なっている。交付金の申請については、地域協議会へ問合せとなる。

Q. 3カ年の活動計画を出して、それに対する具体的な支援と記載されている。しかし、平成28年度までは予算が明確だが、平成29年度以降は不明瞭な状態であるとのこと。平成29年度以降は再申請が必要となるのか。

A. 計画書は、交付金が3カ年継続されることを仮定して出す。申請は毎年、1年度ごと提出が必要。

平成29年度以降も交付金を継続していただけるよう、国の機関への働きかけを継続していきたい。現段階ではこれ以上のこととは回答できない。

Q. 単年度ごとの申請ならば、なぜ3カ年の計画書がいるのか。

A. 交付金の主旨として地域の里山を継続的に管理し、地域住民の利活用を継続するのが目的。1年間だけ山を管理するという事ではない。長期的な視野の計画を立てていただきたい。林野庁の説明では、平成28年度までは現行制度で決まっているが、平成29年度以降は不明。しかし平成28年度に申請する場合も3カ年の計画書を出してほしいとの話であった。平成29年度以降の制度については、これから検討するので現時点では未定とのこと。形は変わるが、継続していきたいという意向は明確に話していた。

Q. 森林にホタルがすむような池を作るのは交付金の対象になるのか。

A. 単に森の中に池を作るだけでは対象にならない。既存の池を整備し池の周りに木を植林するなど、多面的機能発揮対策の要件にかなう場合は対象となる。